

宇土市産業振興促進計画

令和2年2月19日作成
熊本県宇土市

1 総論

(1) 計画策定の趣旨

本市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めている。市域は、東西24.8km、南北7.6kmと東西方向に長く、総面積は74.3km²となっている。

本市は、九州を南北に縦貫する国道3号とほぼそれに沿って走るJR鹿児島本線、宇土半島を東西にのびる国道57号とJR三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっている。

本市の人口は、平成17年の38,023人をピークに減少傾向にあり、平成27年の国勢調査人口は37,026人である。また、世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年国勢調査における世帯数は13,285世帯となっている。人口が減少しているのに対し、世帯数が増加しているため、一世帯当たりの人口は減少傾向にある。

また、社会動態は、平成15年度以降、概ね転出数が転入数を上回っている。

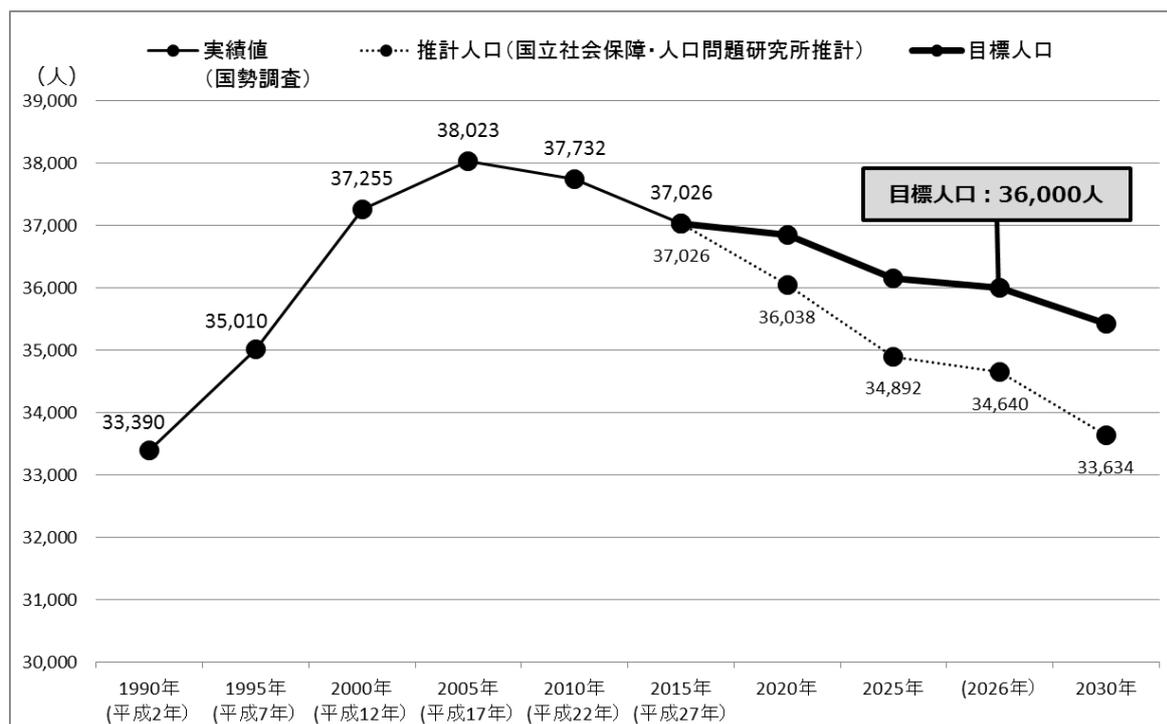
産業別就業者は、第三次産業が増加し、第一次産業及び第二次産業が減少する傾向にある。平成27年度における産業別就業者の割合は、第一次産業9.4%、第二次産業22.9%、第三次産業67.5%、分類不能0.2%となっている。

民営事業所数は減少しており、平成28年度には1,340事業所が市内に所在しているが、従業者数は12,447人と増加している。(経済センサス)

令和元年度からの第6次宇土市総合計画においてはまちづくりの成果を現す最も基本的な数値として、目標人口を定めている。本市の人口の推移は表1のとおりであり、計画策定時における、国立社会保障・人口問題研究所の令和8年の推計人口は34,640人となっているが、目標人口を36,000人とし、これを達成するための施策事業を展開することとしている。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第1項に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

【表1 人口の推移と将来人口】



(2) 前計画の評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（平成27年4月1日～令和2年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりであった。

なお、新規設備投資額及び新規設備投資件数については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上している。新規雇用者数については、当該投資を行った企業が新規雇用した者のうち、雇用奨励金の対象となる宇土市在住者の人数を計上している。

区 分	新規設備投資額		新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
製 造 業	120 億円	103.1 億円	20 件	6 件	80 名	29 名
旅 館 業	0.2 億円	0 億円	1 件	0 件	2 名	0 名
農林水産物等販売業	2.3 億円	0 億円	4 件	0 件	18 名	0 名
情報サービス業等	7.5 億円	0 億円	5 件	0 件	100 名	0 名
合 計	130 億円	103.1 億円	30 件	6 件	200 名	29 名

※実績は、令和元年度の見込も含む。

上記の結果となった理由として、製造業において大規模な増設がされたため設備投資額は概ね達成できる見込みであるが、雇用者数の鈍化については機械化が進んでいることが要因である。また、その他の理由として、平成28年熊本地震の影響や優遇措置の情報が浸透していないこと等が挙げられる。

(3) 成果及び課題を踏まえた対応方針

これらの結果を踏まえ、今後は、令和元年度に配置した企業誘致アドバイザーを活用し、企業誘致及び情報の周知に努める。

また、震災の影響が落ち着き有効求人倍率が高い傾向にあるが、若者の就職先が市内に少なく、就職を求め市外又は県外への流出が繰り返されることにより人口の減少につながっている。そこで、求職ニーズにあった就職先とのマッチングを行い、安定した雇用の維持・確保を行う。

企業の新規進出や設備投資への誘因のためには、初期投資に係る税制上の優遇措置を講ずるとともに、新たな補助金等の創設や人材確保のための情報提供等の施策を講じることが行政の対応すべき喫緊の課題となっている。また、厳しい財政運営が続いている中で、優遇措置は短期的には市税収入の減少及び支出の増加につながるの国等の制度等を活用したうえで取組を展開していく必要がある。

2 計画の対象とする地区

本計画の対象とする地区は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された宇土天草地域内における宇土市全域とする。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 農業（農林水産物等販売業を含む）

農業については、基幹産業として地域経済を支えている平野部の水田と、山間山麓に造成された畑（果樹園を含む）を生産基盤として、米や施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営を中心として営まれている。

近年、農業者の高齢化に伴う後継者不足がますます深刻化し、平成27年度の販売農家数は767戸（農林業センサス）となっている。

また、消費者の食に対する安全・安心の高まりに対応するため、生産現場での取組強化が進められているとともに、地産地消の動きが活発化している。

このような動向を踏まえ、経営基盤の強化を図り、農作物の高付加価値化・消費拡大に努め、地元の農作物を多く提供できる場の検討が必要となっている。

(2) 商工業（製造業を含む）

工業については、産業の振興と雇用機会の創出を図るため、市内3箇所に工業団地を整備し、企業誘致を積極的に推進してきた。また、JR宇土駅東口への企業誘致を積極的に推進した結果、大型商業施設が集積し、立地を希望する企業からの問い合わせが増加した。

また、製造品出荷額等は、平成20年のリーマンショックによる景気の低迷以降、平成27年度には968億円と増額したが、平成28年度は熊本地震の影響で633億円と下落した。

日本経済は、東京オリンピック効果もあり緩やかに回復にすすんでいるため、今後は九州の中央部や交通の要衝という利点を最大限に活用した企業誘致の産業施策を検討する必要がある。

(3) 観光（旅館業を含む）

観光業については、御輿来海岸や長部田海床路等に訪れる観光客が増加しているが、宿泊施設が少ないため、地域経済への波及が限定的となっている。今後は、観光客の消費を誘引し効果的に地域経済へ波及させるための取組を考えていく必要がある。

(4) 情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業等については、平成23年から人材育成研修に要した経費の補助を目的とした補助制度を設け、コールセンター等の誘致を行っているが立地までにはいたっていない。今後は、超高速ブロードバンドの整備を検討し、コールセンターをはじめ、データセンターなどの新分野への誘致業種を広げ積極的に誘致を行う必要がある。

5 計画区域において振興すべき業種

- ・ 製造業
- ・ 旅館業
- ・ 農林水産物等販売業
- ・ 情報サービス業等

6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

【宇土市】

- ① 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等で基準を満たす企業については、固定資産税の不均一課税を行う。
- ② 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める承認地域経済牽引事業者については、固定資産税の課税免除を行う。

- ③ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、製造業、電気業、ガス業、運輸業、卸売業、半導体産業、情報サービス業、輸送用機械産業、食料品・医薬品関連産業、旅館業、健康保養施設、職業技術訓練施設等で基準を満たす企業については、最大6年間の固定資産税の課税免除を行う。
- ④ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、製造業、電気業、ガス業、運輸業、卸売業、半導体産業、情報サービス業、輸送用機械産業、食料品・医薬品関連産業、旅館業、健康保養施設、職業技術訓練施設等で基準を満たす企業については、固定資産税の範囲内において立地奨励金の交付を行う。
- ⑤ 情報サービス業の誘致を促し、雇用の場を拡充するため、基準を満たす企業については、研修経費の補助を行う。
- ⑥ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、新規立地企業で基準を満たす企業については、雇用奨励金の交付を行う。
- ⑦ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、租税特別措置法における制度を活用した市独自の奨励金交付を行う。
- ⑧ 上記①から⑦までの各種取組みを効果的に実施するため、市の広報やホームページで、租税特別措置法における制度の周知を行う。
- ⑨ ⑧に併せて、特別償却制度についても市の広報やホームページで積極的に周知を行う。また、宇土市の企業立地に係る優遇制度の対象とはならない農林水産物販売業については、特に積極的に周知を図るものとする。
- ⑩ 熊本県と連携し、企業誘致アドバイザーにより企業誘致を積極的に行うとともに、市役所内の企画課において、企業からの各種手続きに対しワンストップで対応を行う。
- ⑪ 「優遇制度の案内」を作成し、商工会等と連携により、市内用地の紹介及び優遇制度の周知を行う。

【熊本県・関係機関】

宇土市の産業を振興するため、各主体が実施する取組及び各主体が連携して実施する取組は以下のとおりとする。

- ① (熊本県) 租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用を促進するために、県の企業向けホームページで周知を図る。
- ② (熊本県) 地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる企業の立地を促進するため、一定条件を満たす新設、増設を行う企業に対して立地促進補助金を交付する。
- ③ (熊本県) 熊本県中小企業融資制度
中小企業者を対象とし、産業活性化資金の貸付や、新事業展開支援資金の貸付などの支援を行う。
- ④ (熊本県) U I J ターン就職支援センター
東京、大阪、福岡、熊本に窓口を設置し、就職を希望する県外在住者からの相談や県内事務所からの求人相談に応じて、就職希望者の情報提供を行う。

⑤ (宇土市商工会)

企業誘致アドバイザーにより情報提供する各種支援について、新規起業や設備投資の相談があった場合に周知を行う。

⑥ (ふるさと財団) 地域総合整備資金貸付金 (ふるさと融資)

地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるように、ふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。

⑦ (公財) くまもと産業支援財団

技術開発、共同研究、人材育成、販路開拓、資金面など、技術・経営両面で事業化の各階で総合的に一貫して支援する体制を整え、創業、新分野進出や経営革新などにチャレンジされる方への支援を行う。

⑧ (財) 熊本県起業化支援センター

新規起業家や新分野進出企業を支援するため、株式引受、新株予約権付社債引受と共に、財務・経営等に関する総合的なコンサルティング事業を展開し、支援を行う。

⑨ 熊本県産業技術センター

工業技術センターと食品加工研究所等が統合し、“県内産業の技術部”としてニーズに対応した研究開発、技術相談、依頼試験、分析等の各種事業の支援を行う。

⑩ 熊本大学イノベーション推進機構

大学と民間の垣根を越えて設置され、工学分野を中心に幅広い技術開発、情報交流の拠点として活用。

⑪ 熊本県立技術短期大学校

高校卒業者を対象に、精密機械技術科、機械システム技術科、電子システム技術科、情報システム技術科の4学科を設置。高度な技能及び知識を兼ね備えた即戦力となる実践技術者を育成し、人材面の支援を行う。

7 計画の目標

(1) 設備投資の活性化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規設備投資額	累計120億円
---------	---------

(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

雇用奨励金を交付した人数	累計80名
--------------	-------

(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)

①説明会の実施	商工会のセミナー等で、税制の説明を年1回程度説明する。
②Web 媒体等による情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙で申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	半島地域の対象企業を年60回程度訪問し、周

知資料等を活用しながら制度説明する。

8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCA サイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9 参考データ等

【人口】

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人口（人）	38,071	37,997	37,598	37,403
生産年齢人口（人）	22,594	22,336	21,849	21,566
老年人口（人）	10,141	10,374	10,522	10,675
高齢化率（％）	26.6	27.3	28.0	28.5

資料：総務省・住民基本台帳調査

【人口動態】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自然増減（人）	-41	-90	-89	-130
社会増減（人）	47	16	-310	-65
全体（人）	6	-74	-399	-195

資料：総務省・住民基本台帳調査

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数（事業所）			従業者数（人）		
	平成 18 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 18 年	平成 24 年	平成 26 年
農林漁業	11	16	16	70	190	104
製造業	96	104	104	2,392	2,472	2,493
情報通信業	8	4	4	29	19	12
飲食店、宿泊業	138	136	128	702	747	807

資料：経済センサス、平成 18 年は事業所・企業統計調査

【観光入込客数】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
日 帰 り 客	1,212,000	1,241,000	1,266,000	1,351,000	1,241,000

(人) ※概数					
宿泊客(人)	26,331	29,242	32,149	31,683	32,642

資料：市商工観光課